Ⅳ－２　ゾーン別の施策・活動

アメニティづくりを広義にとらえると、それは行政のあらゆる施策と住民のあらゆる環境形成活動を含んでおり、その範囲は膨大なものとなります。

また、アメニティづくりは実践していくことに意義があり、まずできることから始めることが重要です。このような観点から、県内で現在までに進められてきた、アメニティづくりの行政側の施策と住民の活動を基本的条件として尊重した上で、ここでは、今後、行政や住民が推進すべき施策活動を体系的に整理します。

さらに、これらのアメニティづくりの施策・活動を効果的に推進するための主な技術手法や運用手法について、事例を交えて紹介します。

なお、これらの体系化にあたっては、第Ⅲ章で整理した５つのゾーンの各基本目標を基盤として、各ゾーンごとの施策・活動を展開します。

(1)　山のゾーンの施策・活動

基本目標		推進すべき施策・活動
①	山の貴重な自然を保護する	・自然植生の保全 ・山の貴重な動植物の保全 ・保安林の指定、保全 ・自然保護意識の普及・啓発
②	山の景観の保全と創造を図る	・山林開発にあたっての周辺環境との調和 ・季節の変化が感じられる木、花の植栽 ・山の景観のシンボルとしての活用 ・産業廃棄物、ゴミ等に対する行動ルールの確立 ・景観保全意識の普及・啓発
③	山に学び、山とのふれあいを促進する	・山の自然に親しむ施設などの整備と利用促進 ・山の自然に親しむ活動の促進 ・自然の恵みとのふれあいの促進 ・施設の維持管理体制の確立 ・山に親しむマナーの確立

★　山のゾーンの施策・活動のイメージ

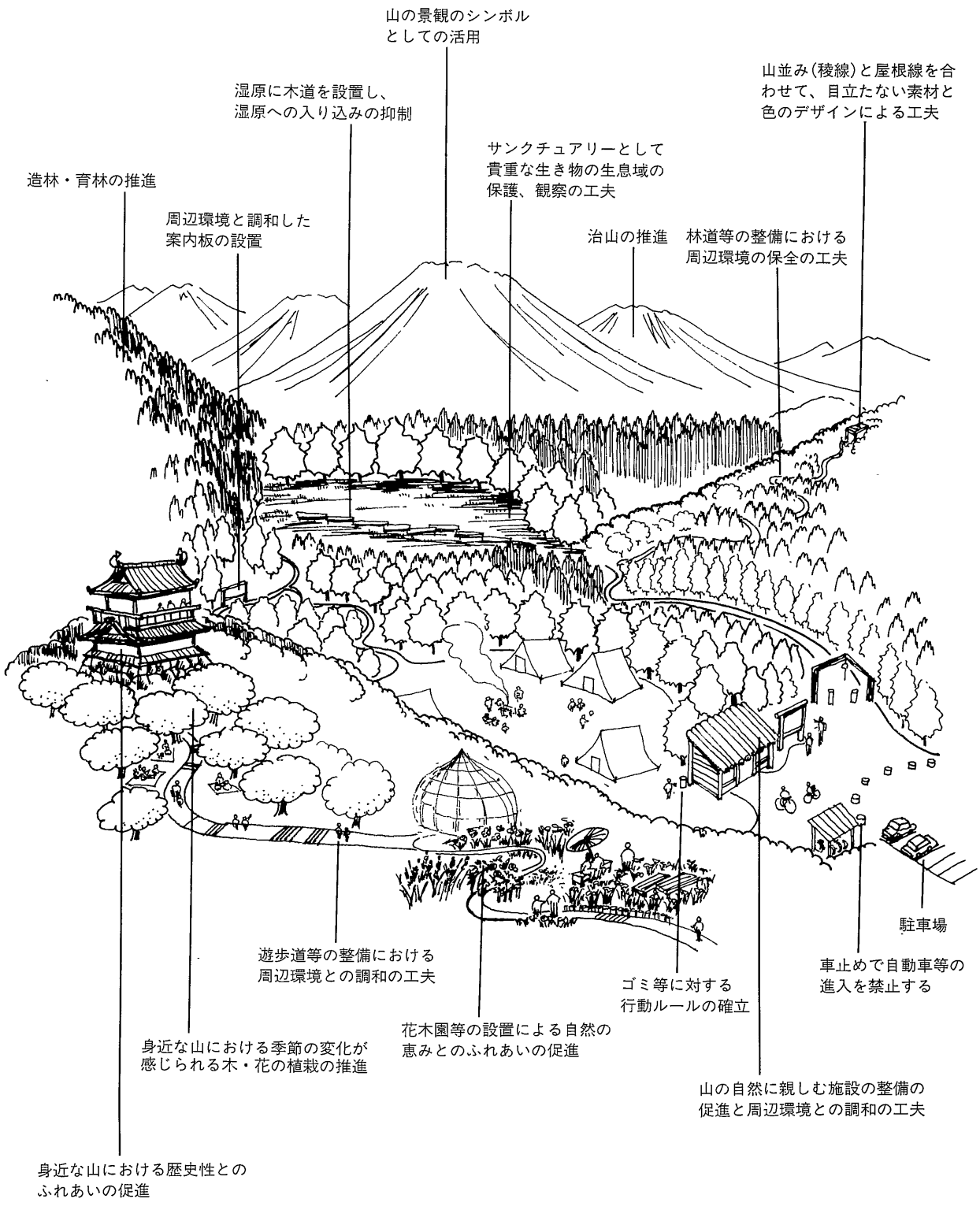

● 山の開発にあたっての景観保全の手法例

○道路
- 法面の緑化をすすめる。
- 積極的に修景する。
- ガードレールなどの色彩や材料に配慮する。

○開発における留意点
- 開発可能区域、開発許可条件の設定をする。
- 地形改変をできるだけ小さくとどめる。
- 法面の緑化に努める。
- 宅地開発
  - ―建物の高さをおさえる。
  - ―建物意匠、色彩に配慮する。
  - ―周辺との境界部に保全ゾーンをつくる。
  - ―緑化協定、建築協定の実施を検討する。
- 施工上の配慮
  - ―表土を保全する。
  - ―樹木を保全する。
  - ―適切に土捨場、土取場を設定する。

○その他工作物
- 利用目的に応じた整備水準とする。
- 周辺環境との調和をはかる。
- 適切な維持管理を行う。

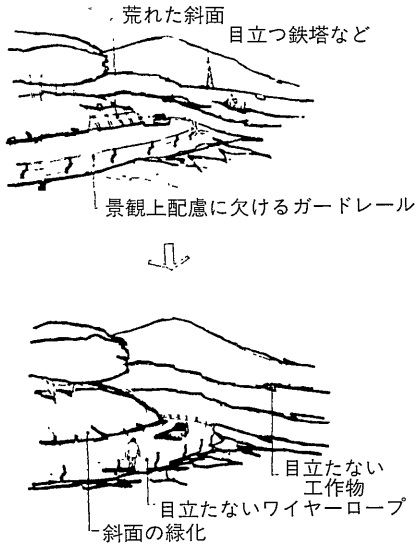

● 山からの眺望を保全するための手法例

- 下方に見える建物屋根の色彩を統一する。
- 工作物の規制、指導をする。
- 電線などの地下埋設をすすめる。
- 眺望範囲の森林は皆伐を避け、適切な育林施業をする。
- まちなかに見える緑を大切にする。
- 眺望点周辺の環境整備に努める。

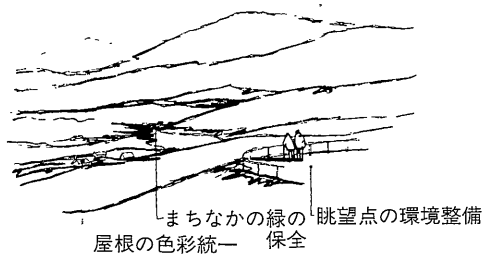

● 緑豊かな山を創出するための手法例

- 皆伐を避け、できるかぎり択伐とする。
- 植林地では、除伐、間伐、枝打ち等の育林を適切に行い、美林をめざす。
- 植林地をむやみに拡大せず、広葉樹林を残して、森林の多様性を保つ。
- 山の遠景、近景に配慮する。

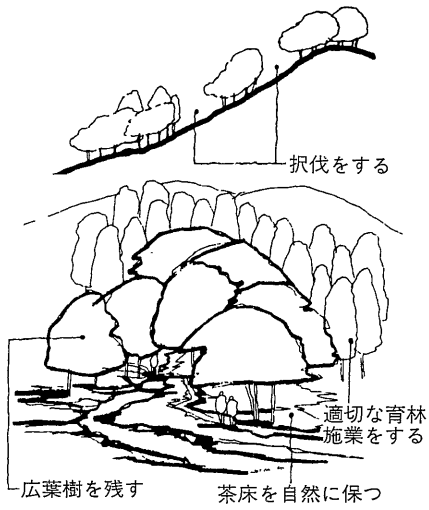

(資料：盛岡市アメニティタウン計画)

● 山の自然に親しむ施設の例

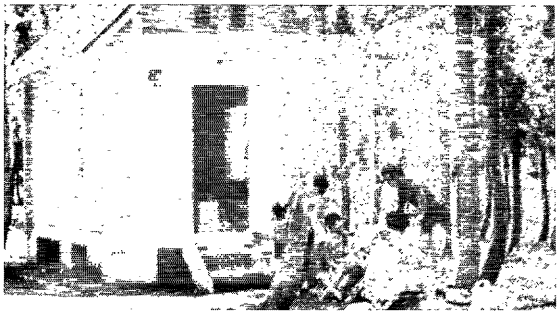

杣山史跡森林公園（南条町）▶

南条町、今庄町両町にまたがる標高 500mの杣山は城跡として国指定史跡となっており、この歴史性をいかし、キャンプ場や登山道、遊歩道が生活環境保全林整備事業の一環として整備されています。

◀ 前坂家族旅行村（和泉村）

家族旅行村は、特に家族、グループ利用を主とした保健休養と余暇活動の場として、自然と親しみ、ふれあいを求める自然志向型の総合的な観光レクリエーション地区です。子供を安心して遊ばせられる芝生広場やバーベキュー広場、ログケビン15棟などがあります。また、キャンプ場は500人を収容することができます。

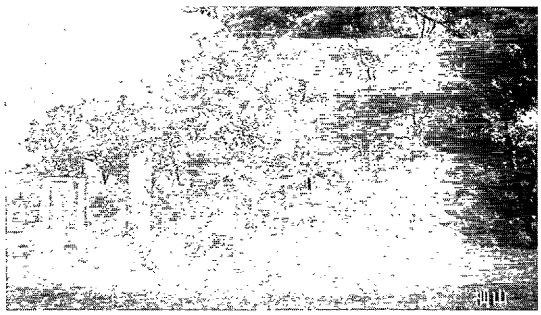

◀ 県民憩いの森（織田町）

ここからは、日本海、白山連峰、福井平野等が一望できます。バンガロー村やキャンプ場のほかに、いこいの森センター、遊歩道、休憩所、展望台等も整備されています。

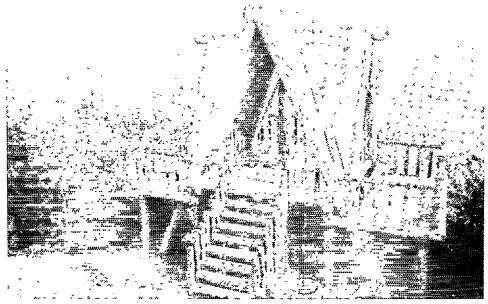

【県内における生活環境保全林整備事業】

森林のすぐれた自然環境を保全するとともに、県民に憩いとやすらぎの場を提供するために、以下のような施設が整備されています。

県内の生活環境保全林整備事業状況

（平成元年度現在）

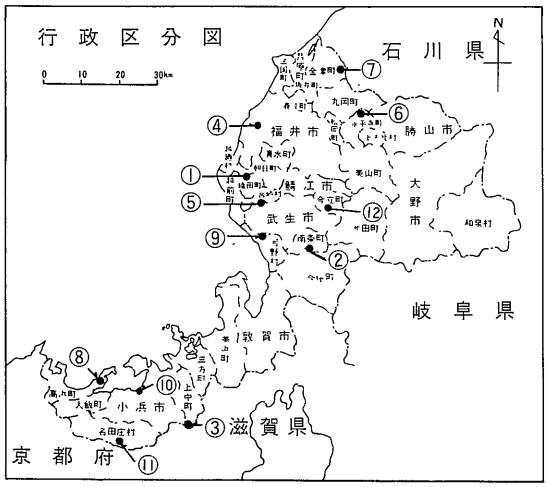

番号	名　　称	位　　置	区域面積
①	三崎（県民憩いの森）	丹生郡織田町三崎	124 ha
②	杣山（杣山史跡森林公園）	南条郡南条町阿久和	131 ha
③	河内（若狭森林公園河内の森）	遠敷郡上中町河内	136 ha
④	国見岳（国見岳森林公園）	福井市奥平町	196 ha
⑤	安養寺（みどりと自然の村）	武生市安養寺	50 ha
⑥	浄法寺（青少年旅行村）	吉田郡永平寺町浄法寺	55 ha
⑦	刈安山（刈安自然公園）	坂井郡金津町清滝	90 ha
⑧	大島（大山マウントパーク）	大飯郡大飯町大島	47 ha
⑨	今　　泉	南条郡河野村今泉	28 ha
⑩	青　　井　（施工中）	小浜市青井	27 ha
⑪	横　　谷　（施工中）	遠敷郡名田庄村横谷	95 ha
⑫	八　ツ　杉　（施工中）	今立郡今立町別印	18 ha

（資料：森林保全課）

● 山の自然とふれあう活動の例



自然観察ウォーク

自然観察ウォークは、身近な自然や動植物に親しもうと、県が毎年春と秋の2回行っているものです。第8回自然観察ウォークは、平成元年6月11日に開かれ、自然観察指導員の説明を聞きながら、福井市一乗谷付近の野山を散策しました。



バードウォッチング

近年、山の自然の中で、渡り鳥をはじめとする野鳥の観察活動が、県内各地で行われています。これらの活動は、野鳥の保護活動であるとともに、自然環境の保全にもつながる活動と考えられます。

● 森林づくりを通した保全意識の普及、ふれあいづくりの例

みどりと水の森林基金 ―― 近年の山村、林業をめぐる厳しい情勢の中で、山村の人々の努力のみでは、森林を守り育てることが困難となってきています。このため、県民参加の森林づくりを進めることを目的として、「みどりと水の森林基金」による森林の整備や緑化を推進しています。

緑のオーナー制度 ―― 昭和59年度から林野庁で行われている施策です。国有林について、その管理費、保育費、森林保険料等の費用を負担してもらう契約者を募集し、その契約者には伐採後に利益を還元する制度です。県内では、敦賀市において実施されています。

分収造林・育林制度 ―― 制度の内容は緑のオーナー制度とほぼ同じですが、各自治体を中心として取り組まれているものです。自治体によっては、この制度を中心として契約者との交流会や地場産物の宅配、バンガローの無料貸し出しなど、人とのふれあいづくりが行われています。

● 自然の恵みとのふれあいの例



みかん園（敦賀市）

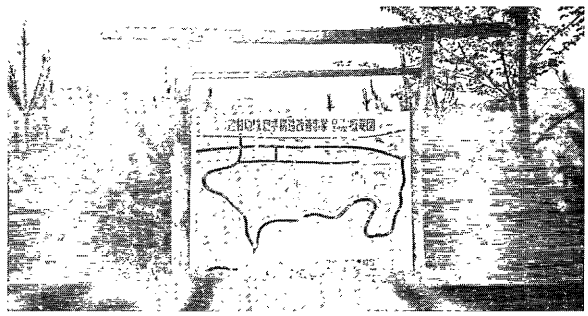

山菜採取園、栗拾い園（永平寺町）

県内の観光農園

市町村	場所	対象品目	規模	開園時期
			ha	月旬～月旬
福井市	佐野	いちご	1.0	5中～6上
〃	鷹巣	ぶどう	0.5	8上～9中
		いちご	0.4	5中～6上
		さつまいも	0.24	10中～11上
敦賀市	東浦	みかん	7.0	10下～11下
〃	沓見	くり	10	9上
武生市	白山	〃	55	9中～11上
丸岡町	為安	いちご	0.3	5上～5下
朝日町	小倉	ぶどう	0.4	8下～9中
越廼村	八ツ俣	みかん	4.0	10中～11中
三方町	岩屋	なし	3.0	8下～9下
〃	伊良積	観光梱	6.0	2中～3中
〃	海山	かき	0.5	10下～11下
高浜町	鎌倉	ぶどう	0.7	8上～9中

（資料：県民手帳）

● 地場産材の有効利用例

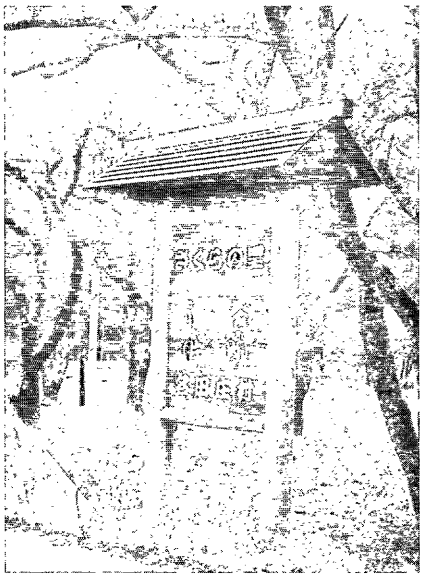

地場産材を利用した案内板（名田庄村）

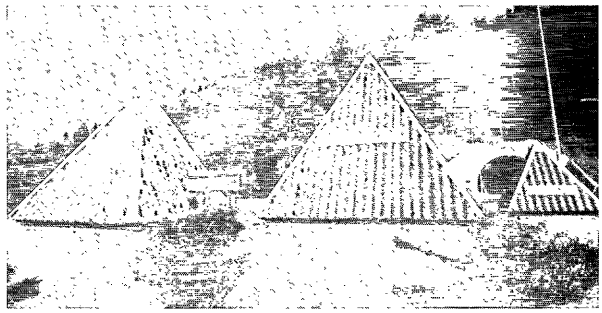

まちのシンボル塔（美山町）

(2) 水のゾーンの施策・活動

基本目標		推進すべき施策・活動
①	美しい水と流れの保全を図る	・法令、協定による水質浄化 ・生活雑排水対策による水質浄化 ・下水道、合併浄化槽の整備・普及 ・水源涵養林の保全・育成・ダム調整による水量確保 ・生態系保全護岸の整備 ・身近な小川、湧水の保全 ・水質保全意識の普及・啓発
②	海、川、湖、湧水の水辺景観の保全と創造を図る	・計画的な自然海岸の保全 ・水辺開発における周辺環境との調和 ・白砂青松、堤防の桜並木等の保全 ・海岸の後背地、河川堤防等の緑化 ・海、川、湖、湧水のクリーン作戦 ・海、川、湖、湧水のシンボルとしての活用 ・せせらぎの復活 ・磯浜、砂浜の復元 ・景観保全意識の普及・啓発
③	水に親しみ、水とのふれあいを促進する	・親水護岸の整備 ・水にふれあう施設の整備 ・河川高水敷等の公園化 ・防波堤、護岸等の修景化 ・海や川にふれあうイベントの開催 ・河川等への魚の放流 ・施設の維持管理体制の確立